

令和 7 年第 5 回美幌町議会臨時会会議録

令和 7 年 7 月 2 2 日 開会

令和 7 年 7 月 2 2 日 閉会

令和 7 年 7 月 2 2 日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 会期の決定
 (諸般の報告)
 日程第 3 議案第 49 号 工事請負契約の締結について
 (みどりの村農村公園再整備工事)
 日程第 4 議案第 50 号 令和 7 年度美幌町一般会計補正予算(第 2 号)について
 日程第 5 議員の派遣について

○出席議員

1 番 木 村 利 昭	副議長	2 番 馬 場 博 美
3 番 横 山 清 美		4 番 高 橋 秀 明
5 番 宮 崎 奈津江		6 番 上 杉 晃 央
7 番 稲 垣 淳 一		8 番 藤 原 公 一
9 番 伊 藤 伸 司		10 番 吉 住 博 幸
11 番 大 江 道 男		12 番 松 浦 和 浩
13 番 大 原 昇	議 長	14 番 戸 澤 義 典

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長 平 野 浩 司	教 育 委 員 会 長 小 室 保 男
監 査 委 員 西 村 与 志 博	教 育 長

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長 矢 萩 浩	総 務 部 長 那 須 清 二
町民生活部長 関 弘 法	福 祉 部 長 吉 田 善 一
経 済 部 長 河 端 勲	建 設 部 長 遠 國 求
病 院 事 務 長 遠 藤 明	事 務 連 絡 室 長 藤 田 静 思
会 計 管 理 者 村 田 剛	総 務 課 長 水 上 修 一
危 機 対 策 課 長 片 平 英 樹	政 策 推 進 課 長 竹 下 護
財 務 課 長 鶴 田 雅 規	兼デジタル推進主幹
戸籍保険課長 多 田 敏 明	町民活動課長 澤 田 孝 洋
社会福祉課長 以 頭 隆 志	税 務 課 長 松 尾 まゆみ
保健福祉課長 小 成 由 香	児 童 支 援 主 幹 大 内 直 樹
森林農地整備主幹 橋 本 勝	農 林 政 策 課 長 佐 久 間 大 樹
商工観光課長 沖 崎 寿 和	農 業 振 興 主 幹 午 来 博
建 築 主 幹 廣 田 吉 輝	建 設 課 長 森 口 尚 博
環境衛生主幹 宮 田 英 和	環 境 管 理 課 長 影 山 俊 幸
	上 下 水 道 課 長 石 山 隆 信

病院総務課長	伊藤	寿
事務連絡室次長	山口	毅
学校教育課長	高田	秀昭
社会教育課長	浅野	謙司
監査委員事務局長	斉藤	浩司

地域医療連携課長	高山	吉春
教育部長	中尾	亘
学校給食課長	弓山	俊
スポーツ振興課長	浅野	謙司
監査委員事務局次長	小室	秀隆

○議会事務局出席者

事務局長	斉藤	浩司
議事係長	金子	未准
庶務係	長崎	彩加

次長	小室	秀隆
庶務係長	佐々木	斉

午前9時30分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（戸澤義典） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、令和7年第5回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸澤義典） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番松浦和浩さん、13番大原昇さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（戸澤義典） 日程第2 会期の決定を議題とします。

去る7月15日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

7番稲垣淳一さん。

○7番（稲垣淳一） 〔登壇〕 令和7年第5回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る7月15日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、町提出案件として議案2件、議会提出案件として、議員の派遣についてであります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日1日限りいたします。

慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには、真摯な答弁と対応をお願い申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（戸澤義典） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報

告のあったとおり、本臨時会の会期を本日1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（戸澤義典） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（斉藤浩司） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、配付しておりますので、御了承願います。

また、本臨時会中、議会広報及び町広報のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、併せて御承知をお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎提出案件の概要説明

○議長（戸澤義典） 町長から、本臨時会に提出している案件について、概要説明をしたいとの申出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司） 〔登壇〕 本日、ここに令和7年第5回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしま

すとともに、提出案件の概要について御説明申し上げます。

工事請負契約の締結について。

議案第49号みどりの村農村公園再整備工事については、入札結果に基づき契約することについて、議決をいただきたいのであります。

補正予算について。

議案第50号令和7年度美幌町一般会計補正予算（第2号）については、みどりの村再整備事業として5,407万5,000円の増額のほか、債務負担行為及び地方債の追加を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、担当部長より御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

◎日程第3 議案第49号

○議長（戸澤義典） 日程第3 議案第49号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（河端 勲） 議案書の4ページになります。

議案第49号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。記以下につきましては、参考資料で御説明させていただきますので、参考資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

資料1、議案第49号関係。工事請負契約の締結について、みどりの村農村公園再整備工事でございます。

工事の場所は、美幌町字美禽258番地の2。

工事の概要でございます。グランピング用のコンテナハウス4棟、サウナ1棟を建

築するほか、それぞれ電気、給排水設備、外構・基礎工事等を行うものでございます。

入札年月日は、令和7年7月3日。指名業者は、株式会社宮田建設ほか記載の4社でございます。

契約金額は1億8,040万円、消費税抜きの金額は1億6,040万円で、落札率は98.87%であります。

契約の相手方、網走郡美幌町字仲町2丁目86番地、株式会社宮田建設、代表取締役、宮田博行であります。

契約保証金、契約金額の100分の10以上。

契約年月日、議決後本契約による。

工期、本契約を150日とする。本日、議決いただきまして契約させていただきますと、150日目は令和7年12月18日となります。

以上、御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩） 今回の契約のところで、工期150日とありますが、6月から労働基準衛生法の改定で、熱中症対策をしっかりと、特に4時間以上の労働については気をつけようという基準が厚生労働省から発表になりました。

今も美幌町の公共工事の中で、熱中症で仕事を休んだりする現場を見ているのですが、今回、この6月以降の入札契約ということで、このような労働省の対策について考えると、工期150日の中に網羅されているのか。それとも、熱中症対策で仕事を休んだ場合、それは自動延長になるのか、その辺の対策についてお聞きしたいです。

○議長（戸澤義典） 建設課長。

○建設課長（森口尚博） 議員の御質問にお答えしたいと思います。

基本、今年度から週休2日制を導入していきまして、全ての工事において、週2回は休むようにしております。その中で、熱中症対策等の特別な処置をしているわけではございませんけれども、特別暑い日を休んでいただいたりだとか、やりくりしていただいて、結果的に体調の管理をしながら工事できるよう取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（戸澤義典） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩） その取組ではなくて、そのようなときに、工期の延長がきちんとできるような形を取れるのかどうか、お聞きしたかったのです。無理して仕事をして大変なものですから、この工期は、その辺について若干、検討の余地があるという前提なのかどうか。

○議長（戸澤義典） 建設課長。

○建設課長（森口尚博） 今の再質問についてお答えします。

休みにつきましては、当然、このような異常気象になってきていますので、設計変更の対象として、お話については乗りたいと思います。ただ、建築工事につきましては、基本的に今回の工事は製作ものが多いですので、土木工事の中での話にはなるかと思っておりますけれども、検討はしたいと思っております。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑ありませんか。

8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一） すみません。私も何かお聞きしたいことがあるのですが、今回の工事概要の中で電気工事が入っていると思うのですが、この電気工事について、今回はどこまでの電気工事なのか、建物だけの電気工事なのか、外構——外からの架空線も含めての電気工事なのか、まずこの1点を教えていただきたい。

あと、例えば、普通は一般住宅の屋根で

あれば10年保証しますよとか、外構であれば10年ぐらい補償しますよとか、保証期間というものがあると思うのですけれども、今回の工事については、保証というものはつくのかつかないのか。

この2点をお願いします。

○議長（戸澤義典） 建設課長。

○建設課長（森口尚博） まず、1点目の電気工事につきましては、建物周りの電気だけになっております。

そのほか、瑕疵につきましては、工事終了後、1年間については瑕疵を保証しますが、それ以降については、町で修繕していくことになると思います。

以上です。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありませんか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 今日議決されれば、150日ということでありますけれども、この金額に見合った工期なのかということをお聞きしたい。

それから、構造的な確認なのですが、これは組立て式のものなのか、基本的に現場で組み立てるのか、はたまたトレーラーみたいなもので積んできて据付けなのか。当然、それによって、工事の仕方は変わってきますので。

それからもう1点。基礎工事もあるかと思っておりますけれども、私のあれで申し訳ないのですが8月、あえて言えば9月の中過ぎまでは、みどりの村のキャンプ場を含めて利用者——そのような意味での利用者。コンテナハウスの利用者ではないですよ。みどりの村全体としての利用者に不都合はないのか。その辺の話を聞かせてください。

○議長（戸澤義典） 建設課長。

○建設課長（森口尚博） まず1点目のトレーラーハウスの組立ての関係……。すみません、工期から御説明します。

150日の中では、コンテナハウスの製

作日数、約3か月——90日間を見た中での工期設定になっていますので、その前に外回りの外構工事を実施して、コンテナが来るのを待つという形を取りたいと思っています。

コンテナハウスにつきましては、ある程度は運んでこられるもの——中で組み立てられるものを組立てた中で、多少の取付けは発生しますが、基本持ってこられるだけ持ってきて、現場での作業は最小限度にする形で考えております。

基礎工事の関係ですが、グランピングエリアは、今のキャンプ場とは場所的に離れていますので、問題なく施工できると考えております。造成をした後に基礎をつくって、コンテナを待つ形になると思っています。

以上です。

○議長（戸澤義典） 工期に見合った金額は。

○建設課長（森口尚博） 金額につきましては——工期に見合った金額かというお話ですが、これについては見合ったものになっています。

今回は、公園工事、土木工事ですので、工期に影響なく工事費をはじいております。

以上です。

○議長（戸澤義典） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 1点ほど。金額に——工期に見合った金額ではなくて、逆ですので、御理解ください。金額に見合った工期なのかということで、逆を言われたものだから、あれ、違うなという気がいたしました。

もう1点。なぜ2回目、ずっと手を上げたかと申しますと、あそこには博物館——簡単に言えば、設置する場所にキャンプ場という利用者もいるし、博物館もありますので、たまたま夏休み、多く見ても9月半ばぐらいまでは、そのような意味の来客が

いるものですから、十分に配慮していただきたいという趣旨であります。

これ以上、聞くことはないのですけれども、基本は工事のために、あの目的でつくっている活用が阻害されてはいけないと思っています。それであれば、初めから着工を9月過ぎだとか。でも、今、説明があったように、物自体は90日間、工場でつくるよと、乗つけるための下準備の基礎工事だけ、水道工事だけとかという処置ですので、十分理解していますけれども、あえてもう一度、言わせてもらいます。博物館も含めた関係で今の時期、唯一町民が、他の人も含めて楽しみにしているわけですから。その辺、念を押しておいて、お話はやめておきます。

○議長（戸澤義典） 経済部長。

○経済部長（河端 勲） ただいま御指摘のございました利用される方への不便という部分につきましては、あそこ一体、博物館、キャンプ場もございます。それらを御利用される方に御迷惑のかからないよう配慮してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） それで、もちろんまだ契約議決が終わったわけではないし、なおさら着工もしていないのですけれども、おおよそ8月、9月、10月、11月、12月、単純計算で150日かなと思っています。ここは、場所的に独立して提供するという施設を、考え方としてどのようにお考えでしょうか。

コンテナハウス、サウナ室。サウナというものが好きな人、いるのですね。使ってみたいなという人もいるかもしれないから。いや、全体工事が終わるまでは、コンテナハウスもサウナも、提供という意味ではないということなのか、ここをはっきりしておきたいなと思いますので、よろしければ考えをお教え願いたいと思います。

○議長（戸澤義典） 農林政策課長。

○農林政策課長（佐久間大樹） ただいまの質問に答弁させていただきます。

工期が12月ということで、12月に完成いたしますが、その後、備品の納入等もございますので、来年度に入ってから、夏を過ぎてから具体的に利用を始めたいと思っております。令和8年9月にプレオープンする予定でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

これから、議案第49号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第50号

○議長（戸澤義典） 日程第4 議案第50号令和7年度美幌町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二） 議案書5ページになります。

議案第50号令和7年度美幌町一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

令和7年度美幌町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、みどりの村森林公園再整備工事の実施に伴う予算計上を行おうとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,407万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億4,471万8,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正により御説明いたします。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加は、第3表、地方債補正により御説明いたします。

それでは、債務負担行為の補正から御説明いたしますので、議案書8ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正になります。みどりの村森林公園再整備につきましては、令和7年度から令和8年度までの2か年で工事を行うもので、大きく二つに分けて予算計上を行います。

1段目の公園造成工事は、道路拡張、フリーサイトの均平、遊具、Wi-Fi整備などにかかる工事で、その下、建築工事につきましては、センターハウスやトイレの新設、バンガロー等の改修に係る工事となります。

公園造成工事の令和8年度分に係る限度額は1億4,925万9,000円で、この後、歳出で御説明いたしますが、令和7年度事業分として5,065万5,000円、合計の事業費は1億9,991万4,000円となります。

建築工事の令和8年度分に係る限度額は3億6,789万6,000円で、令和7年度事業分として342万円、合計の事業費は3億7,131万6,000円となります。

次に、地方債の補正について御説明いたしますので、9ページをお開きください。

第3表、地方債補正になります。

みどりの村農村公園再整備事業につつま

しては、先ほど債務負担行為で御説明いたしました新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し実施する公園造成工事及び建築工事の補助残の財源を、地方債に求めるものであります。限度額はそれぞれ記載のとおりで、起債の種類は、一般補助施設整備事業債、充当率は90%、元利償還金の30%が普通交付税により財政措置されます。

次に、歳出について御説明いたしますので、16、17ページをお開きください。

3、歳出になります。6款農林水産業費、1項農業費、7目みどりの村管理費、1、みどりの村維持管理事業費の増、工事請負費、みどりの村森林公園再整備公園造成工事5,065万5,000円及びその下、みどりの村森林公園再整備建築工事342万円につきましては、債務負担行為で御説明いたしました令和7年度分に係る事業費の予算計上となります。

なお、工事概要につきましては、この後、参考資料により経済部長から御説明を申し上げます。

○議長（戸澤義典） 経済部長。

○経済部長（河端 勲） それでは、私からみどりの村森林公園再整備工事概要につきまして、御説明をさせていただきます。

参考資料の3ページ、資料2、議案第50号関係になります。資料右側に、みどりの村森林公園内にある施設、設備の位置を記してございます。字が小さくて恐縮なのですけれども、まず、位置図上部のA、バンガローと黄色塗りしているところでございますが、グランピング要素を取り込んだ施設を4棟整備するものでございまして、7メートル掛ける8メートルのデッキを新設してグランピング用テントを設置するとともに、3メートル掛ける3メートルのバーベキュー用デッキを設置いたします。

バンガロー内部につきましては、内壁、ドア、階段を改修するほかに、シャワー、

トイレ、流し台、エアコンを設置いたします。

なお、1番山側のウメというバンガローにつきましては、スロープを設置いたしまして、車椅子の方でも御利用できるよう整備したいと考えているところでございます。

その下側になります。B-1、オートサイトと黄色塗りされているところであります。これは、15メートル掛ける10メートルの区画で区画整備いたしまして、各サイトに電源とシンクを整備いたします。そのうち2区画は広めのスペースを確保して、複数家族での御利用を可能としたいと考えてございます。

その位置図の右下になります。B-2、ペットサイトでございますが、12メートル掛ける11メートルの区画を3区画整備いたしまして、オートサイトと同様に各サイトと電源とシンク、それと各サイトにペット用の柵を設けたいと考えてございます。

位置図下のほうになります。Cのフリーサイトでございますが、中段のキャンプスペースの均平を行うほか、駐車スペースとして上段部に13台、下段部分に5台の計18台分を確保したいと考えております。

また、上段駐車場横にトイレ、シャワー、炊事場を備えたセンターハウスを新設したいと考えてございます。

センターハウスの整備内容といたしましては、男性トイレにつきましては、大便器2基、小便器4基及びシャワースペースと手洗い場が2か所、女性用トイレは4基、シャワースペースが2か所、手洗い場4か所、あと、多目的トイレ1か所を整備しようとするものでございます。

また、センターハウス中央部に調理台と流し台を8か所、自販機コーナー、清掃用の流し台と用具を設置したいと考えてございます。

位置図の右側上部になりますが、バンガ

ローでございます。Eー1、Eー2、Eー3と振っていますけれども、改修内容につきましてはほぼ同様でございます、外壁塗装、ウッドデッキの延長、床、壁、天井の改修とミニキッチン、エアコンの設置を行います。ただ、Eー3に位置してございますシラカバにつきましては、15名程度の収容が可能なバンガローとなっております。そのため、ここについては、トイレを設置したいと考えてございます。

それと、下から二つ目のGの遊具という欄でございますけれども、赤枠で囲った部分を一つの遊具として考えまして、起伏、また傾斜等の地形を生かして、お子様方がみどりの村の自然の中で自由に駆け回っていただけるようなエリアにしたいと考えてございます。整備遊具といたしましては、既存のターザンロープを生かしてアスレチック遊具を設置するほか、ユニバーサルブランコまたは滑り台、斜面のぼりのロープ等を予定してございます。

中段の左側になります。Iの共用トイレでございますが、ここは新設になりまして、男性用トイレは大便器1基、小便器1基、女性用トイレを2基設置いたします。その右横、Eー2のエリアの中に既存のトイレがございますが、現状、和式便器3基という状況ですけれども非常に狭隘なため、洋式便器2か所という内容で改修させていただきたいと考えているところでございます。

また、キャンプ場入り口からC、フリーサイトの終点までの道路幅員を4メートルから5.5メートルに拡幅いたしまして、乗用車がすれ違えるようにするほか、施設内全域にWi-Fi環境を整備したいと考えてございます。

工事費につきましては、資料左下に記載してございますけれども、上段の建築工事と下段の公園造成工事の2本に分けて行いたいと考えております。

初めに、上段の建築工事でございますが、

バンガローの改修、センターハウスやトイレの新設に係る部分のものでございます。内訳といたしましては、建築主体工事が1億

1,837万円、電気設備工事が1億5,375万円、機械設備工事が6,544万円で合計3億3,756万円、消費税を含めると3億7,131万6,000円となります。

次に、公園造成工事でありますけれども、フリーサイトの均平、道路拡張、遊具及びWi-Fi環境の整備で、工事金額は1億8,174万円、消費税を含めると1億9,991万4,000円となります。このうち、令和7年度事業分といたしまして、建築工事につきましては高圧受電設備の基礎部分342万円、公園造成工事は道路拡幅工事分5,065万5,000円を今回、補正予算案として計上させていただき、残額の建築工事分3億6,789万6,000円と公園造成工事費1億4,925万9,000円は、債務負担とさせていただきたいと考えてございます。

財源につきましては、先ほど総務部長から御説明させていただきましたが、国庫補助金といたしまして補助率50%の新しい地方経済・生活環境創生交付金と、町債として充当率90%、交付税措置率30%の一般補助施設整備等事業債を予定してございます。

以上、御説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） 総務部長。

○総務部長（那須清二） 次に、歳入につきまして御説明いたしますので、議案書14、15ページにお戻り願います。

2、歳入になります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目農林水産業費国庫補助金2,703万7,000円は、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し実施するみどりの村再整備事業の森林公園再整備工事に係る交付金で、補助率は2分

の1です。

20款繰越金、1項、1目、1節前年度繰越金283万8,000円は、今回の補正予算の財源として前年度繰越金を充当するものです。

なお、繰越明許分を除いた前年度分の繰越金の総額は1億2,527万8,000円であり、今回補正後の未支消分の繰越金は1億2,244万円になります。

22款町債につきましては、第3表、地方債補正で御説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第50号令和7年度美幌町一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

3番横山清美さん。

○3番（横山清美） 1点ほど改めて確認させていただきたいのですが、Cのフリーサイトの部分と新設トイレの部分であります。

センターハウスの男性用トイレ、大便器2基、小便器4基、トータル6基という言い方がいいのか分かりませんが、あと女性用トイレが4基ということで、男性が6基、女性が4基。それと、新設トイレの部分につきましても、男性用トイレが大便器1基、小便器1基、トータル2基、女性用トイレ2基ということです。

新聞でもいろいろ騒がれていると思いますし、先般、別なイベントで町外へ行ったときに、男性と女性のトイレの利用の問題で、男性は速やかに回転するのですが、女性用が列をなして並んでいるという状況を鑑みたときに、余りにも女性用トイレの数が少な過ぎるのではないかなと思います。

その辺の考え方——女性用を多くするか、もしくはこのままでいくのか、女性用トイレに対すると考え方につきまして、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（戸澤義典） 建築主幹。

○建築主幹（廣田吉輝） トイレの男女比についてお答えさせていただきます。

今回、トイレの数につきましては、日本キャンプ協会の基準に基づきまして、十分な数を確保するという考え方で整備しているものでございます。キャンプ場につきましては、現状で男女の比率というものが明確に数字としては出ておりませんでしたので、エリア全体で十分な数を確保するという考え方の基、整備しているものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） 3番横山清美さん。

○3番（横山清美） 一応、キャンプ場のそのような部分の定義では、そのような形で十分に対応できるということなのでしょうけれど、現状では、やはり女性用が圧倒的に足りないということは事実ですので、その辺を含めて検討する余地があるのかなのか。もしなければ仕方がないのかなと思いますが、最後に改めてそこだけ確認させていただきたいと思います。

○議長（戸澤義典） 建築主幹。

○建築主幹（廣田吉輝） 先ほど御説明したとおり、協会の基準に基づいて整備したものではありませんが、今後、実情を踏まえた形で改めて検証して、最終的な整備の際には、それらを反映したものにしたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありませんか。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇） 何点かお聞きしたいと思います。

まず最初に、コンテナハウスの説明を聞いたのですけれども、説明の中では、コンテナハウスの本体だけのような気がしたのです。後で——12月から設備するとか、そのような話を……。自分が間違っているのか、そのように受け取れたものですから。まず、コンテナハウス本体だけの工事

なのか。また、コンテナハウス、サウナ、これも坪単価……（議長から「大原議員、それは前の議案の話です」と発言あり）いや、この中の説明でさっき言っていたでしょう。

○議長（戸澤義典） コンテナハウスは、49号です。

○13番（大原 昇） 予算に入っているわけでしょう。

○議長（戸澤義典） いや、入っていないです。

○13番（大原 昇） サウナはいいです。コンテナは予算の中に入っているでしょう。入っていないのか。（「バンガローの改修」と発言する者あり）

○議長（戸澤義典） バンガローの改修であって、コンテナは入っていないです。

○13番（大原 昇） あら、そうしたら抜けてしまった。全部、予算に入っていたと思ったものですから。

はい、分かりました。そうしたら、僕のは全部聞けない。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありませんか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 工事名もしっかり書いてありますけれども、例えば、みどりの村森林公園再整備、バンガロー改修とか、ウッドデッキとか、センターハウスとか共用トイレ、内容的にはいろいろ書かれているのです。下の土木もそうなのです。テントサイト造成、道路拡張、公園遊具設置等。

まず、聞きたい内容は、一本工事でそれぞれ出すのかということ。例えば建築、あえて言えば、二つでも三つでも分けて発注すれば、いろいろな業者が……。1本工事に出ると、それが企業体発注なのかどうかはまた聞いていきますけれども、一つのものしか受注できない仕組みですよ。そのようなことを考えると、建築のほうはまだ分けることができるのではないかと。

それから、公園造成工事。公園遊具は単独で。——みどりの村ばかりではなくて、2,000万円ぐらいで発注しているケースが多いと思うものですから、切上げて税込み約2億円ですけれども、これも含めて1本工事で出さなければいけないのか。それに併せて、全体を通してこの工事をあえて企業体で受注するのか、指名競争入札の中で企業体制度を取るのか、その辺の考え方。

それから、これが認められたら、発注時期ですよ。基本的に、土木工事、道路拡張もあるわけですから、建築はその後ののか。と申しますのは、簡単に言えば、工事現場は交差するわけですね。

それから、建築の場合、前にも聞いたことがあるのですけれども、工期が延びれば、経費がどんどんどんどん増えていくのです。だから、その意味での工期の設定をどのようにお考えなのか。例えば、この二つを一遍に発注しても、道路の拡張とか先行しないと、なかなか難しい。仮設道路まで造らなければいけない。そうすると、その間、建築できるかといえば、できないと思うのです。何というのでしょうか、発注時期のずらし方、研究課題がたくさんあると思うのですよ。その辺の話が——工事発注に当たって、考え方をお聞かせ願いたい。

それから、特に総務部長に確認したいのですが、細かい数字は度忘れしていますけれども、国に対して12億円。今回、これは工事として積算できているから出したいという思いはあるのですけれども、悪いのですが、部分的に出されると分からないものですから、確認という意味でお聞きしておきたい。

先ほどの案件で、コンテナハウス、サウナの金額が……。可決されましたから契約するのですけれども、今回、整備建築工事、公園造成工事、この後も出てくると思うのです。当初、国に申し込んでいるという意味で、ばらばら出ているものだから、ま

ず、大枠で12億円——10億何千万円だったと思うのですが、絶対に超えないということの確認——確認ですよ。今後含めて確認をしておきたい。

工事何か出しますと、設計変更なども生じる場面があると思うのです。設計変更ね。それで、同額になったとしても、現場としては、12億何千万円で——国に申し込んでいる金額で間違いなく収まるのか。よければ、その辺も聞いておきたい。

この大きい意味での2点、細部はいろいろありますけれども、お教え願いたいと思います。

○議長（戸澤義典） 建設課長。

○建設課長（森口尚博） まず、発注ロットの関係ですが、今回、土木と建築は分けて発注することにしております。

というのは、今、議員御指摘のとおり、同時に発注しますと経費がかかるだけで、工事費がただ上がるだけ、ただ仕事ができないということで、土木工事を先行します。

まずは、沿路の拡幅を先にし、その後、建築に着手できるような工程を考えて現在進めております。

以上です。

○議長（戸澤義典） 建築主幹。

○建築主幹（廣田吉輝） 建築工事を一括で発注できないかという御質問に対しての答えになります。

建築工事は、建築、電気、機械と三つの工事に分けることが可能かと思いますが、現在、動いている工事、これから予定されている工事を踏まえますと、配置技術者の確保が困難であるという事情を考慮しまして、今回は建築工事として一括での発注とさせていただいているところでございます。

工期につきましては、12月定例会において議決をいただく予定で計画をしております、キュービクルの製作に6か月程度の納期が必要となりますので、それらを踏

まえた工期の設定としているところでございます。

以上でございます。

○議長（戸澤義典） 総額の部分は。

農林政策課長。

○農林政策課長（佐久間大樹） ただいまの御質問に答弁させていただきます。

総額12億1,000万円弱でございますが、そちらにつきましては、現在の段階で当初の予定より約1,000万円少ないという状況になっております。

今後につきましても、予算内に収めるような形で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 提案してくるからには、このような形ということは十分分かるのですが、美幌町内のこのような建設土木会社、電気、いろいろな業種がありますけれども、基本的に1本というのは、競争したってどこから人を取るだけなのです。でも、本数が多いと、金額をある程度分けることによって、耐えられる競争ができる、そのような思いでは……。

これは、町長にお聞きしたいのだけれども、大枠で言えば、ちまたの——美幌町内のこのような工事を行っている人たちの思いを考えると、受注機会も含めて、本数が少ないよりは、本数があつたほうがいいと私は思う。

もう一度、土木のほうを言いますけれども、遊具設置は今まで土木で出ているのです。あえて言えば、これは単独でできますよね。建築の場合は、職種からいうと電気、水道、分かれるのは分かるのです。それは、当然……。私はむしろ、そのほうが水道業者にしても、電気業者にしても、受注の機会——元請という意味ですよ。

私は、これが町の中の業者の育成を考えたら、受注できるチャンスは与えるべきだとも思うところがあるのですね。その辺、

十分まだまだ研究の余地があるのではない
か。

これは、政策的なことになると思います
ので、町長、よろしければ御答弁を。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 本来、発注業務等
については、私は直接関わっておりません
ので、これから副町長が答弁させていただきます。

今回、提案する立場として、今、吉住議
員からお話がありました考えも一つありま
すが、この大枠でいけば、この二つの事業
として発注したいという思いであります
ので、まずはそれを御理解いただきたい
と思います。

今度、発注形態については、私が言う立
場ではありませんので、私の補足を副町長
からさせていただきます。

○議長（戸澤義典） 副町長。

○副町長（矢萩 浩） ただいま吉住議員
から発注の関係、御質問あったところで
ございますが、1 回目の質疑の際に、建築主
幹からお答え申し上げましたように、いか
んせん今、どの工事においても技術者不足
というのは、非常に深刻なところござい
ます。これらを踏まえた上で、さらに今、
吉住委員からも御意見ありましたこと、今
後行われる指名業者選定委員会、選考委
員会の中でもまた議論していきたいと思っ
ておりますので、御理解のほどよろしく
願います。

○議長（戸澤義典） 10 番吉住博幸さ
ん。

○10 番（吉住博幸） まず一つは、契約
が認められた後の話なのですが、まだ確定
ではないと思いますけれども、10 月に契
約議決したいというお話があったとした
ら、当然、冬期なのですよ。

ここは北海道です。夏場は、もしかした
ら技術屋不足、美幌町はそのために工夫し
て、金額の制限があったにしても、3 本ま
でできるよとか。ほかの役所の工事をや

る場合もあるでしょう。でも、大方、土木
工事であれば、検定を残したら12 月で終
わっていると、私は思います。だから、つ
らっとして技術屋不足というけれど、多分
この金額、俗に言う A クラスだと私は見て
いるのですが、技術屋が1 人、2 人の会社
ではないと思うのですよね。聞こえは、技
術屋不足をすごく考えてやっているように
話をしていますけれど、真剣に取り組もう
と思うと、それは業者が工夫できる話では
ないかと思っています。

これは、一方的な話ですけど、物事は
きちんと時期も含めて言っていたかとい
うと、表向き思いやりのための考え方だ
という、首をかしげるちまたの業者は多い
と思いますよ。

先ほども土木の例を言いましたけれど、
遊具。一番は、物をぽんと造って——ぽん
と造って置くわけではないですが、分離し
ても違和感ない話ですよ。

これは、先ほどのコンテナハウスと違っ
て、住民が十分堪能できる施設だと私は思
っているのです。そうすると、業界におい
ても、みんなが造っていいなという発注形
態があってもいいと思いますよ。終わり。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありま
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わ
ります。

これから、議案第50 号令和7 年度美幌
町一般会計補正予算（第2 号）についてを
採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成
の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。した
がって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

◎日程第5 議員の派遣について

○議長（戸澤義典） 日程第5 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、配付のとおり、派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 異議なしと認めます。

したがって、本件は配付のとおり派遣することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（戸澤義典） 以上で、本臨時会に付議されました案件は、全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和7年第5回美幌町臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前10時35分 閉会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員